

令和6年嵐山町農業委員会 第4回総会議事録

1. 開会日時

令和6年4月25日（木）午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者7名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子
第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第14号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第4回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。
会期は、本日一日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。
初めに、農業委員会第4回総会に提出されました議案について、報告します。議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第14号 令和6年度最適化活動の目標設定等について、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長 続きますして、日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△番△外△筆、地目：畑、総面積：1,317㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地〇〇〇〇〇〇〇△△△ 氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△番地 氏名B氏です。

事務局 申請理由は、農地の貸借です。

事務局

当申請は、賃貸借権を5年間設定し、耕作するという内容ですが、作付けした露地野菜については、生産が安定するまでは自家消費をし、ゆくゆくは直売所等に出荷していきたいとのこと。また、〇〇町の有機農業入門講座を1年6ヶ月間、受講していたとのこと。申請地においても、基本的には有機農法で作付けしていく予定とのこと。

事務局

それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局

全部効率利用要件：農地法による契約は今般初とのことですが、許可後、借り入れる農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま。

事務局

農業常時従事要件：営農計画書のとおり、許可後は年間100～150日程度、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま。

事務局

地域との調和要件：借入れする農地については、これまでも畑として利用されており、借入れ後も畑として利用するため、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすことはないと考えます。また、申請地周辺の農道や水路の整備には参加していきたいとのことです。

事務局

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われまます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

瀬山委員

申請者の年齢はおいくつでしょうか。

事務局

40代前半になります。

瀬山委員 ありがとうございます。お若いので、今後に期待したいです。

議長 他に質問はありますか。
(なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第3班
瀬山委員、お願いします。

瀬山委員 議案第13号について、調査報告をいたします。4
月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいり
ました。〇〇地区に向かう坂を下った先の〇側にある
農地です。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当
と判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第13号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第14号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第14号について、説明をする)

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

瀬山委員 農林業センサスの数値がベースになっているとのことですが、5年の内に変更があっても、その間の数値が変わらないということでしょうか。また、この5年間で認定農業者になっていただくために該当者へ声かけ等は町として行っているのでしょうか。

事務局 国や県より、農林業センサスの数値を記載することとされている限りは、5年間での数値の変更はないと思われます。また、認定農業者の件については、現在、認定新規就農者が4名ほどいるので、実務経験があると判断できた場合に随時、声かけしていくこととしております。

議長 ありがとうございます。

議長 他に質問はありますか。

(なし)

議長 質疑を打ち切ります。それでは、議案第14号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についての件を採決します。

議長 令和6年度最適化活動の目標の設定等についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第14号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第4回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 杉田 健一

委員 青木 美恵子

委員 瀬山 和令
